平成２２年（フ）第２９４号
熊本市八王寺町41番40号　サンコーポ２－Ｂ
債務者　前田久美子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９７号
熊本市世安町528番地１
債務者　門池まどか
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３４０号
熊本県合志市豊岡2000番地1706　コーポＮＡＫＡＳＡＮ　Ａ－６
債務者　永田　芳信
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８号
千葉県香取郡神崎町立野521番地187
債務者　山内　　章
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第２２５３号
大阪市住吉区長居東２丁目15番４―103号
債務者　嘉味田まさみ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８４号
大阪市城東区今福南４丁目11番１―716号
債務者　中村　眞末
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６３５号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目８番35号　ビバリーヒルズ南加賀屋２Ｉ
債務者　北川　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７５０号
大阪市住吉区清水丘３丁目４番５号さくらんぼ清水丘205号
債務者　森村　　好
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７５４号
大阪府高槻市大冠町３丁目19番24号
債務者　輝祥園こと　梶原　輝美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７６４号
大阪市城東区鴫野西３丁目５番36号
債務者　茅野　　学
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８１３号
大阪府東大阪市加納７丁目14番20号
債務者　市田　孝枝
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８５２号
大阪府高槻市津之江町１丁目８番２号
債務者　安部　由美（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８６号
大阪府守口市八雲北町３丁目11番15―1311号
債務者　森　　文子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５８３号
大阪府枚方市渚元町２番７―105号
債務者　上里　啓之
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６７９号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目４番21号　クリスタ天王寺601号
債務者　松井　勝子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６８０号
大阪府東大阪市岩田町５丁目16番48号201号
債務者　垣内　保豊
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７３２号
大阪市平野区長吉出戸８丁目10番１―1401号
債務者　森山こずえ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部